

京都市告示第 337 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 17 年 10 月 13 日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類 府 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
嵯峨野西梅津 線	右京区嵯峨野南浦町35番地の2地先から 同町8番地の1地先まで	旧	メートル 10.60	メートル 4.05
		新	10.60	6.00 ~ 6.02

(建設局道路部道路明示課)